

# 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 イベント機材貸出要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するイベント機材（以下「機材」という。）を市民・施設・団体・企業等に貸出しすることにより、地域での住民同士の交流、コミュニケーション等の場作りに寄与することを目的とする。

## (貸出イベント機材)

第2条 貸出しする機材は、別表のとおりとする。

## (貸出対象者)

第3条 機材の貸出しは、次の各号のいずれにも該当する者に対して行うものとする。ただし、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 本会の団体会員である者
- (2) 丸亀市内で使用する者

## (使用手続き)

第4条 機材の貸出しを希望する者は、物品使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、貸出日までに会長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請（予約）受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時までとし、貸出日の属する月の2ヶ月前から受け付けできるものとする。ただし、2ヶ月前が土日、祝日及び年末年始の場合は、その直後の平日とする。

## (貸出期間等)

第5条 機材の貸出期間は原則5日以内とする。

2 機材の借用、返却受付は、土日、祝日及び年末年始を除く平日の8時30分から17時までの間とする。

## (使用料金等)

第6条 機材の使用料金は、別表のとおりとする。

2 機材の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は前項の使用料金を納付しなければならない。

3 納付された使用料金は返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消したとき
- (2) 天災その他不可抗力によって使用することができなくなったとき
- (3) 使用者が貸出日の前日までに使用許可の取消し又は変更を申し出たとき
- (4) その他会長が相当の理由があると認めるとき

## (貸出場所)

第7条 機材の貸出しは、本会綾歌分室（丸亀市綾歌保健福祉センター）で行うものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって機材を管理すること
- (2) 本会の許可なしに機材を他の者に転貸しないこと
- (3) 貸出期間中に機材が故障した場合は、速やかに本会に連絡し、本会の指示に従うこと
- (4) 使用後は機材を清掃し、速やかに返却すること

(損害賠償)

第9条 本会は、貸出期間中に使用者の責により機材が故障した場合は、使用者に費用負担を求めることができる。

2 本会は、機械の不具合、故障などにより生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、機材の貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

## 別表

## イベント機材一覧

名称	使用料金（1回）	数量
綿菓子機	1,000 / 1台	1台
かき氷機	1,000 / 1台	3台
やきいも機	1,000 / 1台	1台
お好み焼き鉄板	1,000 / 1台	1台
フライヤー	1,000 / 1台	2台
簡単テント	1,000 / 1張	11張
パイプテント	無料	4張
机	無料	49脚
パイプ椅子	無料	54脚
丸椅子	無料	55脚